

資 料 編

〔 2 〕

地方単独施策に関する事業要綱等

地域活性化事業

- 1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業、人口減少・少子高齢社会において活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備に限る。以下同じ。）、中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体で生活機能を確保する定住自立圏構想の推進に資する事業（医療・福祉、産業振興及び公共交通の3分野に限る。以下同じ。）並びに合併の円滑化に係る事業をいう。）を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

(1) 地域経済循環の創造

自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ア 地域資源活用事業

- (ア) ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、コワーキングスペース、貸工場等の整備
- (イ) 農林水産業や伝統的地場産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備
- (ウ) 地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備
- (エ) 水質・土壌汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備

イ 地域情報通信基盤整備事業

- (ア) 公共施設等を接続するネットワークの整備（庁内LANを除く。）

なお、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、地方公共団体が整備した伝送施設及び設備を当該地方公共団体以外の者に利用させることも差し支えないものとする。

- (イ) 次のいずれかの地域に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備を伴うものに限る。）の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備
 - a 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域又は同法附則第5条から第8条までの規定が適用される市町村若しくは区域
 - b 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
 - c 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - d 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島
 - e 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - f 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - g 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - h 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された豪雪地帯
 - i 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - j 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律

第72号) 第2条第1項に規定する特定農山村地域

k 民間事業者による整備が見込めない地域

(ウ) 地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業（受信点を新設する場合の移転を含む。）

なお、共聴組合のうち公共的団体が行うものに対する助成事業についても対象とするものであること。

(エ) 地域衛星通信ネットワーク施設の整備

(オ) 地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター、地域情報化推進コーナー等の整備

(カ) 電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

(ア) 藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全

(イ) 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

(ウ) 都市緑化のための植樹、植栽等

なお、令和4年度地方債同意等基準運用要綱 別紙2の(1)のウの(イ)に定める「分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等）を活用した施設の整備（売電を主たる目的とする場合を除く。）や高効率照明機器の整備」、(ウ)に定める「施設の省エネルギー改修」及び(エ)に定める「低公害車の導入」のうち、脱炭素化推進事業の対象となるものを除き、令和4年度までに実施設計に着手した事業については引き続き本事業の対象とするものとする。

エ 国土保全対策事業

(ア) 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備

(イ) 森林法（昭和26年法律第249号）に定める市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林（同法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するために指定されているものに限る。）の取得

(ウ) 農地の持つ国土保全の機能を維持するための小規模農地・農道等の整備

(エ) 国土保全の見地から行う耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備

(オ) 都市住民に対し国土保全の重要性についての理解を深めることを目的とした交流施設（花畑、園地、体験農場等）、就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設の整備

(カ) 景観保全の見地から行う水車小屋、井戸等の取得及び整備

(2) 人材力の活性化

地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備

ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備

イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備

ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備

エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設（産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備（私立大学等の設置者からの買取りは除く。）

(3) 地域の歴史文化資産の活用

個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）、同法第27条第1項等の規定により指定された重要文化財、国

宝等（建造物等又は土地に限る。）、同法第57条第1項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備

イ 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等

(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保

少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備

ア リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備

イ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入

ウ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備

(5) 連携中枢都市圏構想の推進

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、次に掲げる要件を全て満たす事業

ア 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、次の取組に係る事業を対象とすること。また、(ア)及び(イ)については、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設を連携中枢都市が整備する場合のみ対象とすること。

(ア) 圏域全体の経済成長のけん引

a 新技術等開発を支援するための施設の整備（圏域の成長のエンジンとなる産業クラスターの形成や新たなイノベーションの実現等に資する施設、新規創業を促進するための拠点支援施設等の整備）

b 観光拠点施設の整備（海外インバウンド観光に資する施設等であって、新たな雇用の創出や関連ビジネスへの波及効果が期待できる施設等の整備）

(イ) 高次の都市機能の集積・強化

a 高度医療の提供に資する施設の整備（三次救急医療や先進的がん医療などの高度な医療サービスを提供するための施設整備）

b アクセス拠点施設の整備（圏域としての競争力を高めていくための拠点となる鉄道駅周辺施設等の整備）

c 高等教育機関における研究施設の整備（グローバルな人材を集め、将来の圏域を担うリーダーを育てていくための大学等における研究施設の整備）

(ウ) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

a 医療・福祉を確保するための施設の整備（地域医療施設、子育て支援センター等の整備）

b 公共交通のネットワークを形成するための施設の整備（コミュニティバスターミナル等の整備）

c 産業振興のための施設の整備（地場産業支援施設、地域観光施設等の整備）

なお、圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、「定住自立圏構想の推進」で対象とする事業と同様の事業を対象としている。

イ 次に掲げる(ア)から(エ)までの要件の全てを満たすこと。

(ア) 連携中枢都市圏ビジョンで設定されたKPI（Key Performance Indicator）と実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。

(イ) 住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。

(ウ) 施設等を設置する市町村の住民に加えて、連携協約を締結した市町村の住民の利用にも供されるように、連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されている

こと。

(エ) 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

(6) 定住自立圏構想の推進

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものとして、次に掲げる要件の全てを満たす事業

ア 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。

イ 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

(7) 合併の円滑化

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、次に掲げるイからハまでの要件のすべてを満たす事業を対象とする。

イ 平成22年4月1日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業であること。

ロ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であること。

ハ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること。

2 国庫補助事業により整備される下記(1)から(5)までの事業については対象事業に含まれるものであること。

(1) 地域木材を利用した施設の整備事業

(2) 連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（原則として、連携中枢都市圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）

(3) 定住自立圏構想の推進に資する事業（原則として、定住自立圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）

(4) 無線システム普及支援事業費等補助金による事業（デジタルインフラ整備推進事業（高度無線環境整備推進事業）及び地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に限る。）

(5) 放送ネットワーク整備支援事業費補助金による事業（ケーブルネットワークの耐災害性強化事業に限る。）

3 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」（平成17年4月22日閣議決定）に基づく地域再生計画に位置付けられた事業は対象事業に含まれるものであること。

4 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設（いわゆる箱物）の新設事業等については、本事業の目的を達成するために必要不可欠な施設が対象となるものであること。

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

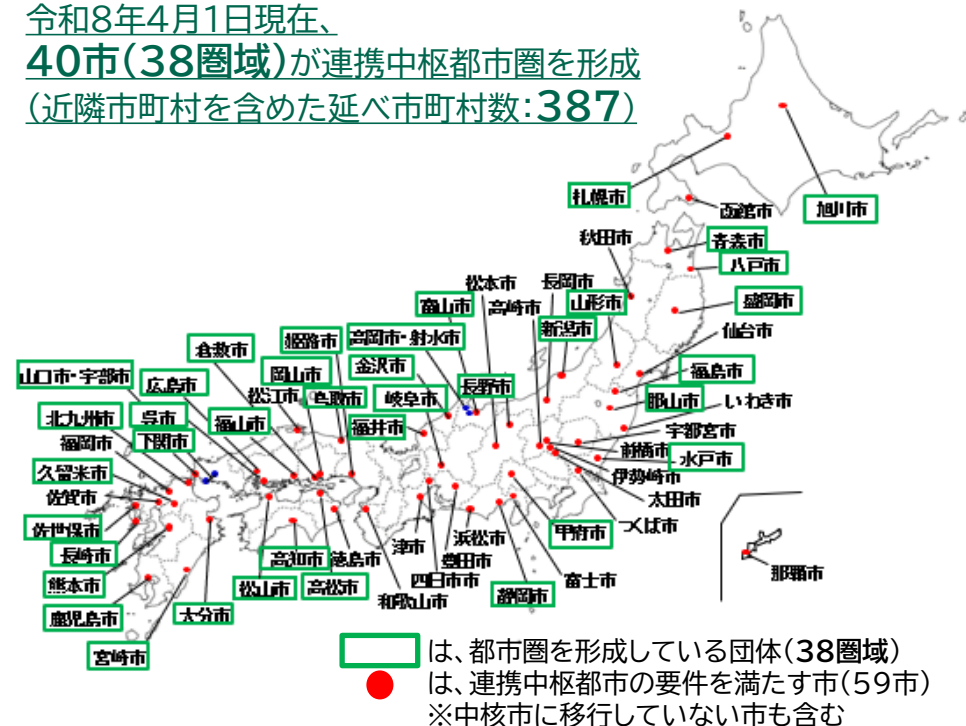


連携協約
の締結



都市圏ビジョン
の策定

令和8年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**387**)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市圏の形成の動き①

令和8年4月1日現在

※都市圏ビジョン公表日順

圏域名 (連携中枢都市)		連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1	備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】竹原市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、 (計:6市2町)	852,168人 (うち福山市 460,930人)
2	高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 (計:6市3町)	754,749人 (うち倉敷市 474,592人)
3	播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、 福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市 (計:7市8町)	1,273,492人 (うち姫路市 530,495人)
4	みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町 (計:2町)	426,671人 (うち宮崎市 401,339人)
5	久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町 (計:3市2町)	452,986人 (うち久留米市 303,316人)
6	みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 (計:2市5町)	463,186人 (うち盛岡市 289,731人)
7	石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 (計:3市2町)	729,320人 (うち金沢市 463,254人)
8	長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町 (計:2市4町2村)	532,702人 (うち長野市 372,760人)
9	下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市 (合併1市圏域)	255,051人
10	大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町、佐伯市 (計:7市1町)	824,566人 (うち大分市 475,614人)
11	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町 (計:2市5町)	572,168人 (うち高松市 417,496人)
12	広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、 府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、三次市、 庄原市 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 【島根県】浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町 (計:15市18町)	2,671,982人 (うち広島市 1,200,754人)

連携中枢都市圏の形成の動き②

令和8年4月1日現在

圏域名 (連携中枢都市)		連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
13	熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】荒尾市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、山鹿市、玉名市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町 (計:8市13町2村)	1,359,986人 (うち熊本市 738,865人)
14	北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、吉富町 (計:5市12町)	1,369,014人 (うち北九州市 939,029人)
15	しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 (計:4市2町)	1,145,922人 (うち静岡市 693,389人)
16	松山圏域 (松山市)	H28年7月8日	H28年7月8日締結式	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 (計:2市3町)	637,742人 (うち松山市 511,192人)
17	【複眼型】 とやま呉西圏域 (高岡市・射水市)	H28年8月26日	H28年10月3日締結式	H28年10月3日公表	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市 (計:4市)	426,159人 (うち高岡市166,393人、 射水市90,742人)
18	八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市)	H29年1月4日	H29年3月22日締結式	H29年3月22日公表	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計:6町1村)	310,282人 (うち八戸市 223,415人) ※H29年1月1日中核市移行
19	新潟広域都市圏 (新潟市)	H28年12月16日	H29年3月28日締結式	H29年3月28日公表	【新潟県】三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 (計:7市3町1村)	1,241,472人 (うち新潟市 789,275人)
20	岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	H28年8月9日	H28年10月11日締結式	H29年3月28日公表	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町 (計:7市5町)	1,158,403人 (うち岡山市 724,691人)
21	【複眼型】 山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市)	H28年11月28日	H29年3月30日締結式	H29年3月30日公表	【山口県】萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市【島根県】津和野町 (計:4市1町)	605,589人 (うち山口市193,966人、 宇部市162,570人)
22	長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	H28年6月10日	H28年12月27日締結式	H29年3月30日公表	【長崎県】長与町、時津町 (計:2町)	479,237人 (うち長崎市 409,118人)
23	かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	H28年10月31日	H29年1月19日締結式	H29年3月31日公表	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、姶良市 (計:3市)	744,119人 (うち鹿児島市 593,128人)
24	富山広域連携中枢都市圏 (富山市)	H29年9月5日	H30年1月10日締結式	H30年1月10日公表	【富山県】滑川市、舟橋村、上市町、立山町 (計:1市2町1村)	493,562人 (うち富山市 413,938人)
25	広島中央地域連携中枢都市圏 (呉市)	H29年9月4日	H29年10月16日締結式	H30年3月8日公表	【広島県】竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 (計:3市4町)	529,333人 (うち呉市 214,592人)

連携中枢都市圏の形成の動き③

令和8年4月1日現在

圏域名 (連携中枢都市)		連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
26	れんけいこうち広域都市圏 (高知市)	H29年9月7日	H30年3月28日締結式	H30年3月28日公表	【高知県】安芸市、安田町、馬路村、芸西村、南国市、香南市、香美市、本山市、大豊町、土佐町、大川村、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村、須崎市、中土佐町、津野町 (計:6市10町4村)	571,751人 (うち高知市 326,545人)
27	岐阜連携都市圏 (岐阜市)	H29年6月30日	H29年11月2日締結式	H30年3月29日公表	【岐阜県】山県市、瑞穂市、本巣市、羽島市、岐南町、笠松町、北方町 (計:4市3町)	649,030人 (うち岐阜市 402,557人)
28	因幡・但馬麒麟のまち 連携中枢都市圏 (鳥取市)	H29年12月5日	H30年4月1日締結式	H30年4月1日公表	【鳥取県】岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 【兵庫県】香美町、新温泉町 (計:6町)	253,874人 (うち鳥取市 188,465人)
29	こおりやま広域 連携中枢都市圏 (郡山市)	H30年9月4日	H31年1月23日締結式	H31年3月19日公表	【福島県】須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、磐梯町 (計:4市8町4村)	629,144人 (うち郡山市 327,692人)
30	西九州させぼ広域都市圏 (佐世保市)	H30年9月3日	H31年1月12日締結式	H31年3月26日公表	【長崎県】平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、佐々町【佐賀県】伊万里市、有田町 (計:4市7町)	460,865人 (うち佐世保市 243,223人)
31	さっぽろ連携中枢都市圏 (札幌市)	H30年11月28日	H31年3月29日締結式	H31年3月29日公表	【北海道】小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町 (計:7市3町1村)	2,604,945人 (うち札幌市 1,973,395人)
32	ふくい嶺北連携中枢都市圏 (福井市)	H30年11月27日	H31年4月1日締結式	H31年4月1日公表	【福井県】大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町 (計:6市4町)	632,190人 (うち福井市 262,328人)
33	山形連携中枢都市圏 (山形市)	R元年6月27日	R2年1月9日締結式	R2年2月20日公表	【山形県】寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町 (計:6市7町)	531,855人 (うち山形市 247,590人)
34	青森圏域連携中枢都市圏 (青森市)	R元年11月18日	R元年12月25日締結式	R2年3月23日公表	【青森県】平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 (計:3町1村)	295,593人 (うち青森市 275,192人)
35	いばらき県央地域連携中枢都市圏 (水戸市)	R3年11月15日	R4年2月21日締結式	R4年2月22日公表	【茨城県】笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 (計:4市3町1村)	705,915人 (うち水戸市 270,685人)
36	旭川大雪圏域連携中枢都市圏 (旭川市)	R3年10月21日	R4年1月12日締結式	R4年3月25日公表	【北海道】鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町 (計:8町)	379,926人 (うち旭川市 329,306人)
37	ふくしま田園中枢都市圏 (福島市)	R3年11月30日	R4年3月30日締結式	R4年3月30日公表	【福島県】二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯館村 (計:3市3町2村)	467,212人 (うち福島市 282,693人)
38	やまなし県央連携中枢都市圏 (甲府市)	R4年7月26日	R5年2月27日締結式	R5年3月24日公表	【山梨県】韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町 (計:8市3町)	618,146人 (うち甲府市 189,591人)

連携中枢都市圏構想推進要綱

平成 26 年 8 月 25 日（総行市第 200 号）制定
平成 27 年 1 月 28 日（総行市第 4 号）一部改正
平成 28 年 4 月 1 日（総行市第 31 号）一部改正
平成 29 年 12 月 27 日（総行市第 77 号）一部改正
平成 30 年 8 月 28 日（総行市第 52 号）一部改正
令和 3 年 4 月 27 日（総行市第 42 号）一部改正
令和 4 年 11 月 14 日（総行市第 125 号）一部改正
令和 5 年 4 月 21 日（総行市第 56 号）一部改正
令和 7 年 1 月 23 日（総行市第 6 号）一部改正

第 1 趣旨

（1）今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、令和 5 年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計）によれば、令和 13 年には 1 億 2000 万を下回り、令和 38 年には 1 億を下回ると推計されている。また、高齢化率も現在の約 29% から、令和 9 年には 30% を超え、令和 30 年には 36.8% と大幅に上昇すると見込まれている。

現在、1,741 の市区町村のうち、人口 5 万以下の市区町村が全体の 7 割を占めており、残りの 3 割に人口の 8 割が集中している。今後、日本全体で人口減少が加速するとともに社会移動により都市に人口が集中し、都市において急速に高齢化が進行するならば、都市では人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの都市問題が深刻化することが懸念される。一方、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念される。加えて、人口減少に伴い、21 世紀半ばの 2050 年（令和 32 年）までに、現在、人が居住している地域の約 2 割が無居住化すると予測されており、人口減少は我が国の国土政策においても重大な影響を及ぼす。

（2）連携中枢都市圏構想の目的

このような人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生

「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが連携中枢都市圏構想の目的である。このような問題意識は、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」でも触れられているところである。

また、連携中枢都市圏構想は、我が国全体の人口が引き潮の時を迎える中で地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進するものとする。

なお、この連携中枢都市圏構想は、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない。

(3) 連携中枢都市圏に求められる取組

連携中枢都市圏の形成については相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、人口構造の変化等に伴うインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約に直面する中で取組を推進していく必要がある。こうした状況において、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」による活力ある社会経済を維持するための拠点の形成・維持を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であり、公共施設の集約化や専門人材の確保など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。このためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。このような問題意識は、第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」にも盛り込まれているところである。

連携中枢都市圏における取組の内容を深化させていくためには、連携中枢都市圏として「地域の未来予測」を共同で作成・共有し、「目指す未来像」を議論することにも有用である。（「地域の未来予測」の作成に当たっては、『地域の未来予測』に基づく広域連携推進要綱」（令和4年3月30日付け総行市第36号）も適宜参照されたい。）

また、将来的に生じる変化・課題、大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、連携中枢都市圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる。連携中枢都市圏においてデジタル技術を活用した取

組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年１２月２３日閣議決定）においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、連携中枢都市圏の取組にも期待が寄せられているところである。

（４）地方自治法上の連携協約の活用

連携中枢都市圏は、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項）を締結することにより、形成される圏域である。

地方自治法に規定された連携協約を活用する意義は、圏域としての政策を継続的・安定的に推進することにある。

すなわち、連携協約を締結することとは、従来の共同処理に基づく事務分担だけでなく地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して地方自治法に裏付けのある政策合意を行うことであり、その合意に基づき各地方公共団体は政策を実行する義務を負うことになる。さらに、当該義務を履行する際など連携協約を締結した地方公共団体間で紛争が生じた場合には、申請によって都道府県知事や総務大臣が任命する自治紛争処理委員が間に入り、処理方策を提示することで解決を図ることになる。

このように、地方自治法に規定された連携協約に基づき、それぞれの地方公共団体が義務を負うことと第三者による迅速・公平な解決方策が提示されることが制度的に担保されていることから、連携協約を締結した地方公共団体は継続的・安定的に安心して政策に取り組むことができるようになる。

なお、この取組は、都道府県境を越えて相互に連携することも可能であり、さらに連携事業の一環として民間事業者を巻き込むことで、より広域的・複層的な連携、いわゆる「シティリージョン」の形成にも資するものである。

第２ この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和５５年政令第９８号）によって調査した令和２年１０月１日現在の数値（令和２年１０月２日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における令和２年１０月１日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、常住地による「従業・通学市区町村、男女別通勤者数（１５歳以上）」中「総数」及び「従業・通学市区町村、男女別通学者数

(15歳以上)」中「総数」の合計をいう。

第3 連携中枢都市

連携中枢都市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

① 地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市であること。

② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値（以下「昼夜間人口比率」という。）がおおむね1以上であること。

イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第5（4）及び第9に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のもののにおいて、昼夜間人口比率がおおむね1以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のもののにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 連携中枢都市宣言

（1）連携中枢都市宣言の定義

連携中枢都市宣言は、地方圏において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「連携中枢都市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2）連携中枢都市宣言書に記載する事項

連携中枢都市宣言書においては、連携中枢都市が近隣の市町村を含めた圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、連携中枢都市は、連携中枢都市宣言書を作成するに当たって、その近隣の市町村の意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣の市町村を含めた圏域全体の経済のけん引等において中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 圏域の現在の人口と将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（市町村別の推計が存在しない福島県内の市町村にあつては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）
- ③ 圏域内の公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況並びに近隣の市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ④ ③に掲げる都市機能等を活用して、近隣の市町村と連携して取り組むことを想定する分野
- ⑤ 当該連携中枢都市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑥ ⑤のほか当該連携中枢都市の近隣にあつて、当該連携中枢都市と連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

（３）連携中枢都市宣言書の変更又は取消し

連携中枢都市は、都市機能の集積・強化の状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、連携中枢都市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

（４）連携中枢都市宣言書の公表

連携中枢都市は、（１）の規定により連携中枢都市宣言書を作成したとき又は（３）の規定により連携中枢都市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

（５）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する連携中枢都市のうち、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しない市については、一市のみで、連携中枢都市圏を構成しているものとみなして連携中枢都市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。なお、当該連携中枢都市がさらに他の市町村と連携しようとする場合においては、連携協約を締結し、拡大連携中枢都市圏を構成することを妨げないものとする。

第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

(1) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の定義

連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、連携中枢都市としての宣言を行った1の連携中枢都市（以下「宣言連携中枢都市」という。）と、その近隣の1の市町村が、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるため、(2)に規定する事項について、それぞれの市町村における、議会の議決（地方自治法第252条の2第3項）に基づき締結・変更されるものである。

連携中枢都市圏構想が圏域全体を対象とした施策であることを踏まえ、宣言連携中枢都市は、原則として、少なくとも経済的結びつきが強い通勤通学割合が0.1以上である全ての市町村と連携協約締結の協議を行うことが望ましい。当初の連携中枢都市圏形成までに、該当する全ての市町村と連携協約の締結に至らなかった場合においても、宣言連携中枢都市は、引き続き当該市町村と連携協約締結に向けて真摯に協議を行うことが望ましい。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する近隣の市町村（以下「連携市町村」という。）は、宣言連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であることが望ましい。関係市町村において、これに該当するか否かは自主的に判断するものとする。しかしながら、宣言連携中枢都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村においては、宣言連携中枢都市から連携協約締結に向けた協議があった場合には、真摯に検討し判断することが望ましい。

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約においては、宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する宣言連携中枢都市及び1の連携市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「コンパクト化とネットワーク化」の観点から、宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が連携して圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えることなど、連携中枢都市圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が、④に規定する事項を中心として行政及び民間機能のコンパクト化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすことが必要である。

特にア及びイの役割については、主に宣言連携中枢都市が中心となって実施することが想定されるが、地域公共交通、デジタルインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要である。

また、人口構造の変化等に伴う資源制約の中で、連携中枢都市圏がアからウまでの役割を果たすためには、圏域内の公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用するための取組を進めることが重要である。

各役割に応じた取組については、以下のとおりであるが、取組を行うに当たってはデジタル技術の積極的な活用が期待されるところである。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進めることが必要である。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

a から d に掲げる事業について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定するものとする。

- a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備
 - ・圏域の経済戦略の策定やフォローアップのための圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、地方公共団体等の産学金官民が一体となった協議会の立ち上げ
 - ・経済戦略の策定やフォローアップに必要な調査・検証
 - ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの方向性の提示
 - ・戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に必要な人材像の把握
 - ・圏域内として目指すべきイノベーションの方向性の確定 等
- b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
 - ・圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流
 - ・新素材・新技術に関する講座の開設、起業に向けたセミナー開催
 - ・新技術・新製品開発のための中小企業支援
 - ・イノベーション実現や事業化に向けた産学金官の共同研究・受託研究の推進
 - ・大学発ベンチャーへの支援
 - ・大学における長期インターンシップの推進や産学が連携した大学の教育課程の

編成

- ・専門的知見を有する企業・大学間コーディネーターの育成
- ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの促進支援
- ・戦略産業の育成に向け、地域の中堅企業等を中核とする広域的なプロジェクト創出に向けた検討 等
- c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
 - ・地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進
 - ・六次産業化に向けた設備投資の支援
 - ・地域ブランド育成のための試作やPRの支援
 - ・専門家の紹介・派遣
 - ・売上げ動向等のデータ把握と商品開発への反映 等
- d 戦略的な観光施策
 - ・圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定
 - ・圏域全体の観光資源（自然・文化・産業遺産等）を対象としたプロモーションやファムツアーの実施
 - ・外国人観光客の誘致活動
 - ・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催
 - ・経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進 等
- e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

イ 高次の都市機能の集積・強化

a から c に掲げる事業について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定するものとする。

- a 高度な医療サービスの提供
 - ・圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療
 - ・ハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療
 - ・先進的がん医療など高度な医療サービス提供に向けた設備整備の支援
 - ・これらの医療にかかる人材育成・確保 等
- b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
 - ・圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定
 - ・圏域内の大学や公園等の整備に向けた調査や構想の策定
 - ・圏域の中心部と空港との間の直結線の整備に向けた検討 等
- c 高等教育・研究開発の環境整備
 - ・大学・専門学校等における圏域内での高度専門的な研究開発人材の育成
 - ・圏域内の企業等のニーズに応じた人材育成

- ・大学への寄附講座開設や生活環境支援を通じたグローバル人材の招へい
- ・将来の圏域を担うリーダー育成や雇用の創出に取り組む高等教育機関への支援等
- d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

次に掲げるA、B及びCの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する取組を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができるものとする。

A 生活機能の強化に係る政策分野

- a 地域医療
 - ・病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供
 - ・二次救急における病院間の連携
 - ・地域医療を担う医師の育成や派遣
 - ・デジタル技術を活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保

等に向けた連携
- b 介護
 - ・高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援
 - ・他市町村における地域密着型サービス利用支援
 - ・在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援などによる地域包括ケアシステムの構築

等に向けた連携
- c 福祉
 - ・子育て家庭のニーズに応じた保育所の広域入所その他の在宅療養・子育て支援のネットワークの構築
 - ・発達に障がいのある児童の早期発見・早期療養及び診療・機能訓練・相談・療育支援の提供
 - ・配偶者からの暴力防止対策

等に向けた連携
- d 教育・文化・スポーツ
 - ・小中学校の区域外就学、特色ある教育を行う中高一貫校の運営
 - ・スクールカウンセラー等の共同活用、学校間の連携による部活動の充実
 - ・特別支援教育を充実するための教育資源の活用、帰国・外国人児童生徒に対する

日本語指導

- ・学校施設、文化施設、スポーツ施設等の適切な維持管理や他の公共施設との集約化・複合化による機能向上等
- ・大学における地域のニーズに応じた教育研究の実施
- ・三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高く特色ある学校教育・社会教育環境の整備
- ・圏域の多様な人材や企業、施設等を活用した多様な学習や体験活動
- ・スポーツ活動の機会の充実等
- ・文化財保護の人材ネットワークの構築や圏域の文化財を総合的に活用する取組等文化財の保存・活用

等に向けた連携

e 土地利用

- ・規模や地域特性を活かした都市空間の再形成や農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

f 地域振興

- ・地域におけるにぎわいの創出
- ・商店街の新陳代謝や購買環境の整備
- ・農林水産業の振興、企業誘致、雇用機会の確保
- ・大学等による地域課題解決に向けた研究の推進
- ・女性・高齢者等の社会人の学び直し支援、外国人留学生等と地域住民との交流推進
- ・地域の観光資源の開発

等に向けた連携

g 災害対策

- ・圏域全体で災害対策を推進するための市町村や都道府県の区域を越えた医療搬送、物資の供給、広域的な避難及び帰宅困難者への情報提供
- ・被災市町村への復興支援

等に向けた連携

h 環境

- ・圏域全体でのごみ減量や資源化の推進に向けた実証事業や啓発
- ・小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用
- ・森林吸収源対策の着実な実施等CO₂吸収に向けた取組の推進
- ・水源涵養機能の維持

等に向けた連携

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

a 地域公共交通

- ・地域住民の移動手段の確保、まちのにぎわいの創出、人の交流の活発化、圏域の低炭素化等を図るため、民間バス路線の再編等の支援、コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行その他の地域公共交通ネットワークの形成等に向けた連携

b デジタルインフラ整備

- ・デジタル技術を活用した遠隔医療や遠隔教育
- ・テレワークの推進
- ・デジタル技術を活用した高齢者の見守りや生活支援
- ・自治体クラウドの一層の推進その他の情報流通を密にするデジタルインフラの整備

等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備・維持

- ・圏域内の基幹道路ネットワークや生活幹線道路の整備・維持
- ・道路・橋梁等のインフラについて、市町村の枠を越えて面的に維持管理や修繕等を行う取組

等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

- ・食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売・学校給食などへの圏内産品の活用その他の地産地消を進めていく取組
- ・教育ファームの推進
- ・圏域内の農畜水産物の安全性向上

等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組
- ・Uターン・Iターン・Jターン人材の発掘・育成、インターンシップの実施や移住に係る支援

等に係る連携

f a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

C 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

- a 人材の育成（デジタル人材その他の専門人材の育成を含む。）
- b 外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材その他の専門人材の確保を含む。）
- c 圏域内市町村の職員等の交流

d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

- ・圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討
- ・複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用

等に係る連携

e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

f a から e までに掲げるもののほか、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく事務の執行については、個々の市町村が個別に実施するか、あるいはその基本的な事項を連携協約に規定した上で、事務の委託（地方自治法第252条の14等）や事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2等）等のほか、民事上の契約等により事務を処理することとなる。なお、事務の委託や事務の代替執行等により市町村間で連携して事務処理を行う場合には、その形式に応じて地方自治法に基づき規約の作成等の手続を経ることとなる。

連携中枢都市圏において、従来から一部事務組合や広域連合による事務処理を行っている場合において、連携中枢都市圏としてその事務処理を位置づける必要があるときには、一部事務組合や広域連合の規約の変更に加えて、宣言連携中枢都市と一部事務組合や広域連合が連携協約を締結することもありうるものである。

⑥ 宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長との定期的な協議

宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、両者の間の丁寧な調整を担保し、取組状況に関する情報を共有する観点から、定期的に協議を行うことを規定するものとする。

⑦ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間は、宣言連携中枢都市とその連携市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めないものとする。

ただし、「連携中枢都市圏形成の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て連携協約の失効を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に連携協約は失効する」という規定をあらかじめ設けておくことは可能である。この場合において、当該通告後、当該連携協約が失効するまでの期間は、原則として2年間とする。

（3）連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等に係る留意事項

① 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、

当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。

- ② 連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、宣言連携中枢都市と1の連携市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言連携中枢都市が1以上の連携市町村とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することにより、第6（1）に規定する連携中枢都市圏が形成されることとなる。このため、他の連携市町村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約との整合性を図り、圏域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、宣言連携中枢都市と当該宣言連携中枢都市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣の市町村により締結することができることに留意する必要がある。この場合においては、連携協約を締結した旨の届出は、双方の関係都道府県に重複して行うものとする。関係都道府県においては、地方自治法第253条第1項に基づき、管轄する知事を定めるようにしなければならない。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣の市町村が2以上の宣言連携中枢都市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することができることに留意する必要がある。
- ⑦ 定住自立圏構想（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月制定））に基づき取り組んできた取組を連携中枢都市圏の取組として実施する場合には、定住自立圏形成協定を廃止し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を新たに締結することになる。

（4）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により連携中枢都市宣言を行った宣言連携中枢都市については、連携中枢都市圏形成に係る連携協約に代えて、当該宣言連携中枢都市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた連携中枢都市圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の

合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを連携中枢都市圏形成に係る連携協約における宣言連携中枢都市又は連携市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

(5) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の告示又は公表

宣言連携中枢都市及び連携市町村は、連携中枢都市圏形成に係る連携協約又は連携中枢都市圏形成方針（以下「連携中枢都市圏形成に係る連携協約等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを告示又は公表するものとする。

第6 連携中枢都市圏ビジョン

(1) 連携中枢都市圏の定義

連携中枢都市圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した宣言連携中枢都市及び連携市町村の区域の全部
- ② 連携中枢都市圏形成方針を策定した宣言連携中枢都市の区域の全部

(2) 連携中枢都市圏ビジョンの定義

連携中枢都市圏ビジョンは、宣言連携中枢都市が、当該宣言連携中枢都市を含む連携中枢都市圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言連携中枢都市が開催する協議・懇談の場（以下「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各連携市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項

連携中枢都市圏ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 連携中枢都市圏及び市町村の名称

連携中枢都市圏の名称及び連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 連携中枢都市圏の中長期的な将来像

当該連携中枢都市圏における将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（市町村別の推計が存在しない福島県内の市町村にあつては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等を記載した上で、今後の人口動態について認識共有をしつつ、連携中枢都市圏全体で圏域の経済をけん引し人々の暮らしを支えるという観点から、当該連携中枢都市圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、連携中枢都市圏の取組

の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。

また、人口だけではなく、連携中枢都市圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計も含むことが望ましい。

③ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 具体的取組の期間

具体的取組の期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

⑤ 成果指標

地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する明確な成果指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、進捗管理をするものとする。

PDCA サイクルを確立するためには、取組の状況や効果を定量的に把握することができる適切な KPI を設定することが重要である。こうした観点からも、「連携中枢都市圏における成果指標（KPI）の設定等に関する基本的な考え方等について（通知）」

（令和4年3月31日付け総行市第37号総務省自治行政局市町村課長通知）を踏まえ、適切な KPI の設定等を行うことが望ましい。

（4）連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取組内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましい。

（5）連携中枢都市圏ビジョンに関する連携市町村との協議等

宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たっては、各連携市町村に関連する部分について当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとする。また、宣言連携中枢都市は、圏域の市町村職員の交流推進その他連携中枢都市圏ビジョンに基づき具体的取組を実施するうえで必要な事項についても、各連携市

町村と十分協議を行うものとする。

(6) 連携中枢都市圏ビジョンの写しの連携市町村への送付及び公表

宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに連携市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) その他

連携市町村は、連携中枢都市圏ビジョンの実現を通じた圏域としての取組の深化に向けて、宣言連携中枢都市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めるものとする。

第7 連携中枢都市宣言書等の写しの送付及び届出

(1) 連携中枢都市宣言書の写しの送付

宣言連携中枢都市は、第4(4)の規定による連携中枢都市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言連携中枢都市の属する都道府県及び第4(2)⑤、⑥の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの写しの届出若しくは送付

宣言連携中枢都市は、第5(5)の規定により連携中枢都市圏形成に係る連携協約を告示したときは、その写しを当該宣言連携中枢都市の属する都道府県知事に届け出るとともに、総務省に送付するものとし、第5(5)の規定により連携中枢都市圏形成方針を公表したとき又は第6(6)の規定により連携中枢都市圏ビジョンを公表したときは、その写しを当該宣言連携中枢都市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

連携市町村は、第5(5)の規定により連携中枢都市圏形成に係る連携協約を告示したとき又は第6(6)の規定により宣言連携中枢都市から連携中枢都市圏ビジョンの写しの送付を受けたときは、当該連携市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1)及び(2)の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第8 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏の形成や連携中枢都市圏に関する取組について情報提供や助言を行うとともに、積極的な支援を行うことが期待される。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備、公共施設の適正配置等に向けた議論の促進など都道府県が広域自治体として取り組むことが効果的な事務については、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図るなど、連携中枢都市圏の取組を支援することが期待される。

また、2以上の都道府県の区域にわたり連携中枢都市圏が形成される場合、例えば、都道府県ごとに設定する医療圏と当該連携中枢都市圏の圏域が重複しないことが想定されるが、その際、関係都道府県は、連携中枢都市圏の取組が円滑に進むよう、連携中枢都市圏を形成する市町村の希望を尊重しながら、関係市町村と十分に協議調整を行うことが期待される。

加えて、連携中枢都市圏の取組を進めるため、例えば、都道府県の権限に属する事務であって、連携中枢都市に移譲されているが近隣の市町村には移譲されていない事務について、連携中枢都市と近隣の市町村が合意しているときは、関係市町村の求めに応じ、都道府県は条例による事務処理特例制度を活用して積極的に権限移譲を進めていくことが期待される。

なお、都道府県は、当該都道府県内の連携中枢都市圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

(2) 総務省による助言及び支援

総務省は、連携中枢都市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言連携中枢都市から第7(1)及び(2)の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの送付を受けた場合などには、必要に応じて、連携中枢都市圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言連携中枢都市及び連携市町村が締結、策定又は変更した連携中枢都市圏形成に係る連携協約等及び連携中枢都市圏ビジョンであって第7(2)の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第9 連携中枢都市の特例

隣接する2つの市が適切に都市機能を分担しており、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、当該2つの市を合わせて1つの連携中枢都市とみなすことができる。

- ① 人口について、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- ア 当該2つの市がそれぞれ人口10万人程度以上の市であること。
- イ 当該2つの市の人口の合計が20万人を超えること。
- ② 当該2つの市の昼夜間人口比率がそれぞれ1以上であること。ただし、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおいて、昼夜間人口比率が1以上であること。
- ③ 当該2つの市がそれぞれ第3③に規定する要件を満たすこと。
- ④ 原則として、当該2つの市が第3に規定する連携中枢都市又は当該連携中枢都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 当該2つの市が概ね1時間以内の交通圏にあること。
- ⑥ 当該2つの市及び当該2つの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣の市町村により形成される圏域において、宣言連携中枢都市を中心として形成された連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれると認められること。

この場合において、第4に規定する連携中枢都市宣言及び第6に規定する連携中枢都市圏ビジョンの策定等については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第5に規定する連携協約について、当該2つの市は、連携中枢都市圏において連携する取組について、連携中枢都市としての役割分担等を規定した連携協約を締結するとともに、近隣の市町村は、当該2つの市とそれぞれ連携協約を締結するものとする。

その他連携中枢都市に関し必要な事項については、当該2つの市で十分に協議して決定するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則（平成26年8月25日総行市第200号）

第1 施行期日

この要綱は、平成26年8月25日から施行する。ただし、連携協約に関する規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の連携協約に係る規定の施行の日から施行する。

第2 連携中枢都市の要件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第7（1）及び（2）の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第3②の要件に関して数値が1未満のとき、本則第5（2）に規定する事項が連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に記載されていないとき又は本則第9の要件に該当するとき等この要

綱に基づく連携中枢都市圏の趣旨と異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

第3 経過措置

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体であつて、国勢調査令によって調査した平成17年10月1日現在の数値に基づいて本則第3に定める連携中枢都市の要件を満たしているものにあつては、当分の間、連携中枢都市宣言を行うことができるものとする。

附 則（平成27年1月28日総行市第4号）

第1 施行期日

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の地方中枢拠点都市圏構想推進要綱（以下「旧要綱」という。）第4（1）の規定により行った地方中枢拠点都市宣言又は旧要綱第4（1）の規定により作成された地方中枢拠点都市宣言書は、それぞれ改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱（以下「新要綱」という。）第4（1）の規定により行った連携中枢都市宣言又は新要綱第4（1）の規定により作成された連携中枢都市宣言書とみなす。

附 則（平成28年4月1日総行市第31号）

第1 施行期日

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第2 中核市の特例

第3①に規定する要件を満たさない市であつて地方自治法第252条の24第1項に規定する申出を行ったものは、第3①に規定する要件を満たすものとみなして、第4に規定する連携中枢都市宣言書の作成及び公表その他連携中枢都市圏の形成に係る事務（第5に規定する連携協約の締結又は第6に規定する連携中枢都市圏ビジョンの策定若しくは公表を除く。）を行うことができる。

附 則（平成29年12月27日総行市第77号）

第1 施行期日

この要綱は、平成29年12月27日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の連携中枢都市圏構想推進要綱（以下「旧要綱」という。）第4（1）の規定により行った連携中枢都市宣言又は旧要綱第4（1）の規定により作成された連携中枢都市宣言書は、それぞれ改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱

(以下「新要綱」という。)第4(1)の規定により行った連携中枢都市宣言又は新要綱第4(1)の規定により作成された連携中枢都市宣言書とみなす。

附 則 (平成30年8月28日総行市第52号)

第1 施行期日

この要綱は、平成30年8月28日から施行する。

附 則 (令和3年4月27日総行市第42号)

第1 施行期日

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附 則 (令和4年11月14日総行市第125号)

第1 施行期日

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の連携中枢都市圏構想推進要綱(以下「旧要綱」という。)第4(1)の規定により行った連携中枢都市宣言又は旧要綱第4(1)の規定により作成された連携中枢都市宣言書は、それぞれ改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱(以下「新要綱」という。)第4(1)の規定により行った連携中枢都市宣言又は新要綱第4(1)の規定により作成された連携中枢都市宣言書とみなす。

附 則 (令和5年4月21日総行市第56号)

第1 施行期日

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

附 則 (令和7年1月23日総行市第6号)

第1 施行期日

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。